（鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年経済産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第五条第二十一号」を「第五条第二十二号」に改める。

告示

○公正取引委員会告示第三号
消費者庁告示第三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、包装食パンの表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第九号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

消費者庁長官　福嶋　浩彦

一　日本パン公正取引協議会（会長　飯島　延浩）の申請に係る包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十四年五月十七日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

包装食パンの製造業、輸入販売業及び販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（必要表示事項） **第３条**　事業者は、包装食パンの包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。	（必要表示事項） **第３条**　事業者は、包装食パンの包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。
⑴～⑺　（略） ⑻　保証内容重量	⑴～⑺　（略）
（特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、包装食パンについて次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。	（特定事項の表示基準） **第４条**　（同左）
⑴　グラム又は斤により保証内容重量を表示する場合は、施行規則に定めるところによる。	
⑴　特定の原材料を商品名として表示する等当該原材料を使用している旨を強調して表示する場合は次によることとする。	⑵　（同左）
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
⑵　栄養成分又は熱量について表示する場合は、施行規則に定めるところによる。	⑶　（同左）
⑶　賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けたものと同一の商品について表示することとし、賞にあっては、受賞の年、受賞者の氏名又は名称、受賞した品評会等の名称を、推奨にあっては、推奨を受けた年、推奨者の氏名又は名称等を表示することとする。	⑷　（同左）
（その他の表示事項） **第５条**　日本パン公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第１条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、第３条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。	（その他の表示事項） **第５条**　日本パン公正取引協議会は、第１条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、第３条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。
（不当表示の禁止） **第６条**　事業者は、包装食パンの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。	（不当表示の禁止） **第６条**　事業者は、包装食パンの取引に関し、次の各項に掲げる表示をしてはならない。
⑴　保証内容重量について実際のものよりも著しく有利であると誤認されるおそれがある表示	
⑴　保証内容重量が第３条第８号の規定に基づき表示する重量に満たないものについての斤の表示	⑵　保証内容重量が第４条第１号に規定する重量に満たないものについての斤の表示
⑵　原材料の配合量が第４条第１号に規定する基準に合致しないもの又は具体的根拠に基づかないものに、当該原材料を使用している旨を強調する表示	⑶　原材料の配合量が第４条第２号に規定する基準に合致しないもの又は具体的根拠に基づかないものに、当該原材料を使用している旨を強調する表示
⑶　「焼きたて」、「焼きたてパン」等焼成直後のものと誤認されるおそれがある表示	⑷　（同左）